

新卒人事コンサルティング契約書

(以下「甲」という)と 株式会社エコライフ (以下「乙」という)は、以下の通り業務委託契約 (以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (業 務)

甲は乙に対し、甲の新卒人材の探索、紹介、選考及び人材確保に関わる業務 (以下「本業務」という。)を依頼し、乙はこれを受託した。

第2条 (報酬の支払い期日及び支払方法)

1. 本業務の遂行の結果、乙が甲に紹介した人材を甲が採用する事を決定し、当該人材が甲への入社を承諾した場合には、甲は乙に対して、本業務の報酬として、採用決定した人材 (以下「採用決定者」という)の内定承諾日の属する月の翌月末日迄に次の通り支払うものとする。
採用決定による成功報酬：金100万円および消費税
2. 採用決定者が甲への入社日の前日までに、採用決定者の自己都合による入社辞退および採用決定者の責めによる採用取り消しが発生した場合、乙は、報酬の全額を甲に返還するものとする。ただし、入社日より前日までに採用決定者への金銭報酬を伴う、甲での就業の実態がある場合は除くものとする。
3. 前項に基づく返還金は入社辞退または採用取り消しがあつた日が属する月の翌月末日までに、甲が別途指定する金融機関口座に振り込む方法によって返還する。なお、振込手数料は乙の負担とする。
4. 甲は、乙から紹介を受けた求職者を、甲から紹介された日から1年以内に乙を媒介せずに採用した場合には、甲は第1項に基づく報酬を乙に支払わなければならない。
5. 第1項及び第4項の規定に関し、甲は乙に対して、乙の指定する金融機関口座へ振り込みによって支払いを行うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第3条 (本業務に係る実費の取扱い)

1. 本業務に係る事務費用、出張旅費等の実費、及び以下の各号に類する費用は、甲が事前に書面による承諾を得たもののみ、甲が負担するものとする。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士等への業務委託に要する費用
 - (2) 本業務を実施するために必要な費用
 - (3) その他乙が前各号に類すると判断する費用
2. 甲は、事前に承諾をした前項各号に定める費用が発生した時には、直ちに前項各号の当事者に対して必要な費用を直接又は乙を通じて支払うものとする。

第4条 (資料等の提供)

甲は、本業務の履行に必要な書類、記録、情報その他の資料等を直ちに乙に提供するものとする。

第5条 (秘密の保持)

甲・乙・双方はこの契約に関して相手方から得た情報などを本契約の履行のため以外に使用してはならない。また、許可なく一切を外部に漏らしてはならない。これは、本契約が終了した後も同様である。ただし、すでに公知であるもの、受取側において既に知っていたもの、または、情報を受領した者の責任によらず公知になったものについてはこの限りではない。なお、乙は本契約の受託事項および甲との間に本契約を締結した事についても一切外部に漏らしてはならない。

第6条 （禁止事項）

本契約の目的が実行された場合及び実行されなかった場合であったとしても、甲は、乙による本業務の遂行として甲に紹介した第三者に、乙の事前の書面による承諾なくして接触してはならない。

第7条 （法令の遵守）

甲及び乙は、本業務の提供及び受託に関し、関係法令を遵守するものとする。

第8条 （契約期間）

本契約の契約期間は、契約締結日より1年間とする。但し、契約満了の1ヶ月前までに、甲・乙いずれかの一方による契約終了の申し出が無い場合には、さらに1年契約期間を更新するものとし、以降もまた同様とする。

第9条 （解 除）

甲及び乙は、契約期間にかかわらず30日の予告期間をもって、相手方に書面による通知をすることにより、本契約を解除することができるものとする。その場合、甲は乙に対し、成功報酬その他一切の金銭債務を負担しないものとする。但し、本契約終了後1年以内に、乙による本業務の遂行として甲に紹介した第三者を雇用した場合には、本契約に基づき当該者を甲が雇用したものとして、甲は乙に対して、第2条に基づく報酬を支払う義務を負う。

第10条 （反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、相手方が次の各号に該当する場合には、相手方に対して何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。

（1）暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、関係者、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）である場合、又は、反社会的勢力であった場合

（2）自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫の言辞を用いるなどした場合

（3）ことさらに、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合

（4）自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合

（5）自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合

2. 甲および乙は、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしても、これを賠償する責任は一切ないことを確認する。

第11条 （協 議）

本契約に記載無き事項については信義誠実の原則に従い、その都度、甲・乙、双方の協議の上決定する。

第12条 （免責及び補償並びに損害賠償の予定）

1. 甲は、本業務の遂行により、甲の希望する経営・経済上の結果の実現又は目的の達成を乙が保証するものではなく、その成否に関しては甲の自己の責任に帰するものであることを理解しており、乙及びその直接又は間接に関与した者（以下本条においては「被免責者」と称する）は、甲が被免責者のなした業務の結果被った損失及びその他甲がなした判断により生じた結果に関して、一切責任

を負わないものとする。但し、甲の被った損害が被免責者の故意又は重過失を主たる原因として生じたものである旨裁判所が最終的に判断した場合には、この限りでない。

2. 甲は、被免責者が、第三者から損害若しくは費用の請求（以下「損害等」という）を受けた場合には、これについて補償し、かかる第三者からの責任追及が被免責者に及ばないようにすることを約する。但し、当該損害等が、被免責者の故意又は重過失を主たる原因としたものである旨裁判所が最終的に判断した場合には、この限りでない。
3. 前項に規定する損害等には被免責者が補償を求めることのできる事項に関わる調査・準備・防御に関して支出する合理的な額の弁護士費用等を含むものとする。
4. 本業務について、前第1項但書その他の事由により被免責者が甲に対し負担すべき損害賠償額は、被免責者が受領すべき報酬額（現実に受領した額がこれを下回るときはその受領額）を上限とする。
5. 本条の法律関係は、本契約が解除その他の理由により消滅した場合もその効力を失わない。

以上、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

(甲)

(2) 神奈川県平塚市宝町4-14 ハネサム平塚6F
株式会社エコライフ
代表取締役 榎 康一